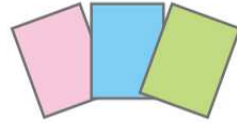
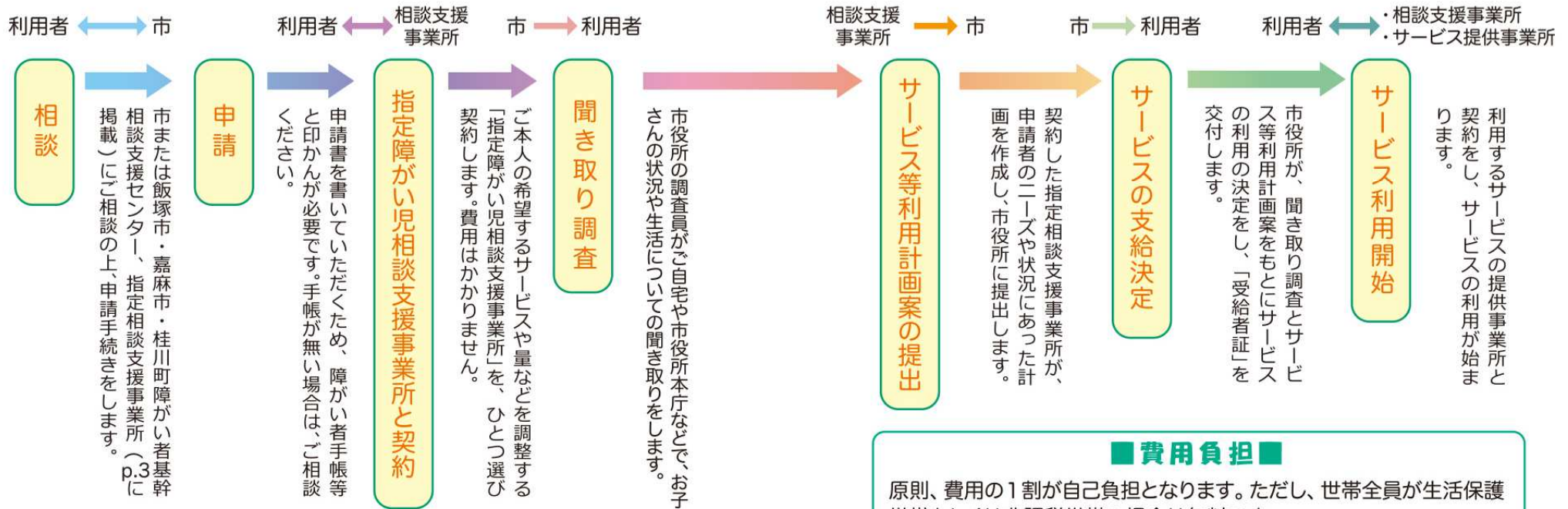


受給者証を使ったサービスを利用するまでの流れ



申請する場所・問い合わせ
 飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
 または各支所 市民窓口課
 ☎ 0948-22-5500 (内線 1156、1157)
 fax 0948-21-6356



■費用負担■

原則、費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯全員が生活保護世帯もしくは非課税世帯の場合は無料です。
 ※地域生活支援事業については、生活保護世帯のみ無料となります。

ちょこっとコラム

家族全員の年収があわせて約400万円の場合

うちの子どもは5歳です。うちの場合、児童発達支援（ピンク色の受給者証）を毎月23日間と、短期入所（水色の受給者証）を毎月7日間ほど利用しています。

わが家の月々の利用者負担額は、それぞれ毎月4,600円とおやつ代（1日100円程度）などです。また、日中一時支援（緑色の受給者証）を使うときは、1回あたり300円程度を払っています。

※これはあくまで一例なので、世帯の収入によって負担額は異なります。



利用者負担の軽減について

■多子軽減措置

児童発達支援を利用しているお子さんと同じ世帯に兄または姉がいる場合、所得状況や兄もしくは姉の年齢によって利用者負担額が軽減される場合があります。対象となる場合、児童発達支援を利用しているお子さんが

- ▶第2子の場合：費用の0.5割と負担上限月額を比較して低い方
- ▶第3子以降の場合：無料

となります

■無償化（3～5歳）

2019年10月1日から対象のお子さんの児童発達支援等の利用者負担が無償化されました。無償化の対象となる期間は満3歳になって初めての4月1日から3年間です。詳しくはお問い合わせください。

